

静 情 審 第 18 号
令和 8 年 8 月 4 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会 長 下 田 明 宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 4 年11月 7 日付け教総第213号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

教職員倫理110番の運用に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第246号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年9月10日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、別記1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月12日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和4年9月20日、実施機関は、本件開示請求に対して、対象となる文書（以下「請求対象公文書」という。）を作成又は取得していないため保有していないとして、公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年10月4日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、請求対象公文書を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関から「非違行為が行われた事実の確認には至りませんでした」というメールを受け取り、「非違行為」や「事実」が何を指すのか確認するために電話したところ、「結果のみをお伝えすることになっている」、「こちらの窓口のルール」という説明を受けた。しかし、教職員倫理110番設置要綱の「5 通報への対応」によると、「調査結果「等」について通報者に回答するものとする。」とあり、結果だけを回答するとは書かれていない。むしろ、それにかかる必要なことは回答するものと読める。
- (2) 実施機関の対応は、請求した「ルール」がなければ成立しないはずであるのに、「作成、取得、保有していない」としている。弁明書によれば、「通報の内容ごとに判断しながら対応を行って」とされ、それを根拠としている。そうであるのなら、「通報の内容ごとに判断しながら対応を行」うことが「ルール」として存在していなければ根拠にならない。
- (3) もしも「ルール」が存在しないのであれば、その旨を明示するべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関では、静岡県内公立学校等（政令市を除く。）に勤務する教職員の非違行為が疑われる行為を見聞きした際に、何人を見問わず実施機関に通報することができる制度である「教職員倫理110番」を設けている。その運用に当たっては、教職員倫理110番設置要綱（以下「設置要綱」という。）を制定し、通報制度の運用を行っている。
- (2) 設置要綱の中で、「調査結果等について通報者に回答するものとする。」と定めており、通報の内容ごとに判断しながら対応を行っており、実施機関が説明をしない根拠とした「ルール」といった当該事項を定めた文書は存在しないことから、本件決定を行ったことに違法及び不当性はない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 請求対象公文書について

審査請求人は、自身が行った教職員倫理110番制度による通報に対する実施機関の結果返答において、実施機関から、通報者に対して詳細な伝達を要しないルールがある旨の説明を受けたと主張し、当該ルールが記載された文書の開示を求める旨主張している。

審査請求人は、一般には公表されていない設置要綱の内容を了知の上で各種主張を行っているものと解されるため、審査請求人が求めている文書は、設置要綱以外の、教職員倫理110番制度の運用に係る方針や規程等、実施機関の職員が発言したとされる内容の根拠となる文書であると解される。

(2) 請求対象公文書の保有の有無について

実施機関は、教職員倫理110番制度は設置要綱に基づき運用しており、審査請求人に対して説明しない根拠とした「ルール」を定めた文書は存在しない旨を主張する。

当該制度の運用に係る文書について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、設置要綱以外には存在しない旨を改めて説明し、併せて、「調査結果等」とは、調査結果及び結果を踏まえた各学校等の対応方針である旨を説明した。

一般に、公務員の職務は、公務員個人の独断で行われてはならない一方で、その諸活動を県民等に説明する上では、あらゆる説明が明文化された根拠に基づいているとは限らないことは、言うまでもない。

他方、同一の職務における対応や説明が、合理的な理由なく対象者や担当職員によって異なるということはあってはならず、そういった事態を避けるために、また職務の効率的な運用のためにも、運用方針や規程等を職務ごとに用意しておくことは、望ましい対応であるといえる。

この点、教職員による不正行為等の未然防止及び早期発見を図るため県民からの通報を受け付けるという教職員倫理110番制度の通報窓口設置趣旨に鑑みて、設置要綱のみを事務実施の根拠とし、明文化された方針等は存在しないことが不自然、不合理ではないといえるかどうかは、確認の余地がある。

そこで、実施機関と同時期に職員の不正行為に関する通報窓口（静岡県職員不正行為外部通報窓口）を設置した静岡県知事部局担当部署に、この点参考のため確認した。当該部署によれば、通報者に対する回答内容は、調査結果及び被通報者への措置方針であり、また、通報者に対してどの程度の内容を回答するかは状況によって異なるから、通報の度に事案の性質に応じて判断することとしており、明文規定は存在していないとのことである。

そうすると、知事部局及び実施機関における通報窓口の運用に、実質的な違いはみられない。また、知事部局においては、当該運用に当たり特段の支障はないとのことである。さらに、社会情勢の変化や通報者個別の事情がある中で、具体的な明文規定を設けることは困難であるという事情は、一般論としても首肯できる。

したがって、今後、実施機関において制度の運用方針等を用意する必要があるか、その内容をどのようなべきかという点は別として、本件開示請求時点において、実施機関が教職員倫理110番制度の運用に係る方針や規程等を用意していないことは、不自然、不合理とまではいえない。

以上のことからすると、教職員倫理110番制度の運用に係る方針や規程等、実施機関の職員が審査請求人に対して行った説明の根拠となる文書の請求に対し、実施機関が該当文書を不存在としたことは、不自然、不合理であるというほどではなく、この説明について覆すに足る事情も認められないことから、実施機関において、請求対象公文書を保有しているとは認められない。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 開示請求の内容

教職員倫理110番制度の調査結果について、教育総務課監察班は、端的な結果のみしか提示せず、詳細な説明は「ルールがあるため答えられない」とする。この「ルール」の開示を求める。

※審査会において開示請求書記載の内容を要約したものである。

別記 2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和4年11月7日	諮問書を受け付けた。	
令和6年12月24日	審議	第383回
令和7年6月24日	審議	第389回
令和7年7月31日	審査請求人の口頭意見陳述、審議	第390回
令和7年8月28日	審議	第391回
令和7年10月28日	審議	第393回
令和8年1月27日	審議	第396回
令和8年7月30日	答申	第400回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	第383回、第389回～ 第391回、第393回、 第396回、第400回
加 納 江 理	静岡県立大学看護学部講師	第396回、第400回、
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部教授	第383回、第389回、 第396回、第400回
久 保 田 誠 実	弁護士	第383回、第389回、 第391回、第393回、 第396回、第400回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部特任教授	第383回、第389回～ 第391回、第393回、 第396回、第400回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会元監事	第383回、第389回～ 第391回、第393回
森 下 文 雄	弁護士	第383回、第389回～ 第391回、第393回、 第396回